

私たちに何の関係が・・・ 天皇の代替わりを目の前にして

日本バプテスト連盟
靖国神社問題特別委員会
2017年1月1日発行

~~~~~

## [目次]

### ◇まえがき

- Q1. 天皇の交代が起こるとき、何がおこなわれるの？
- Q2. 天皇は被災地などを巡って、良い人なのに、何が問題なの？
- Q3. イエスを信じる私たちと天皇制、どんな矛盾があるの？
- Q4. アジア・太平洋戦争中、教会はどんなことをしたの？
- Q5. 教会が政治的な活動をしてよいのですか？
- Q6. 教会が行っている2.11集会って何？
- Q7. 私たちに何ができますか？

### ◇資料 1. 「即位の礼」「大嘗祭」に反対する日本バプテスト連盟理事会声

(1989年11月8日)

### 2. 「即位の礼・大嘗祭」強行に抗議する声明(1991年年2月22日)

### ◇あとがき

~~~~~

◇まえがき

2017年6月16日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が国会で成立し、即日施行されました。附則第1条では、「(この日から)起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされていて、2018年から2019年にかけて、天皇の代替わりが、さも当然であるかのように行われようとしています。しかしそこには、多くの問題点があります。

この法律は「退位特例法」あるいは「譲位特例法」とも呼ばれ、2016年8月に行われた現天皇の「ビデオメッセージ」を「忖度(そんたく)」した国会が、民意をないがしろにし、なんの議論も経ないまま成立させたものです。憲法で天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」(第1条)とあるにもかかわらず、こうした国会の対応は、主権者である国民一人ひとりの人権を脅かしかねない行為であると言えます。またこの特例法が、国会での議論を軽視し、国民の人権を制限し、戦争への道を加速する「安保法制」や「テロ等組織的犯罪準備罪(共謀罪)法案」などの強行採決時期と重なっていたことは、これらの法律が全く関係ないとは言えないでしょう。

天皇代替わりで行われる、「即位の礼」や「大嘗祭(だいじょうさい)」などの儀式は、皇室神道による宗教行事です。政府はそれらの儀式を、1990年の大嘗祭のように特別予算(税金)を計上し、公的行事として行おうとしています。政府が、このような天皇代替わりの儀式や行事などを行うことは、憲法

が定める政教分離原則（第20条、第89条）に明確に違反する行為であると言わざるを得ません。

靖国神社問題特別委員会は先の天皇代替わりの時に、Q&A形式のパンフ「その時教会は…」(1988年)、「その時教会は…Part II」(1990年)を発行しました。それらに加え、今回「私たちに何の関係が…」というテーマで、天皇代替わりの問題点を、信仰的、教会形成的立場から解説しました。この小さなパンフレットが、イエス・キリストを信じる私たちの信仰の立ちどころを明らかにすることに、少しでも役立つことができればと願っています。

2017年11月1日

日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会

委員長 小河 義伸

~~~~~

### Q1. 天皇の交代が起こるとき、何がおこなわれるの？

「たといそうでなくても、王よ、ご承知ください。わたしたちはあなたの神々に  
仕えず、またあなたの立てた金の像を拝みません。」 (ダニエル 3:18)

天皇が交代することは、「皇位継承」と表現されます。現在の皇室典範では、「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う」と記されているだけで、その具体的な内容は規定されていません。そもそも、こうした皇位継承や即位に関連する儀式は時代によって様々な形で行われていたようで、大日本帝国憲法下にあった当時の旧皇室典範の「登極令」でようやく詳細に規定されました。この登極令は、戦後1947年に旧皇室典範と共に廃止されましたが、今から30年近く前に“昭和天皇”が死去して現在の天皇が即位する際には、かつての登極令に基づいて様々な儀式が行われました。

天皇の位を象徴するものとして三種の神器がありますが、これは天照大神から授けられ、歴代天皇に受け継がれてきたとされています。皇位

継承においては、「剣璽等承継(けんじとうしょうけい)の儀」と呼ばれる儀式で、剣と勾玉と鏡といった三種の神器が前天皇から新しい天皇に継承されます。そして、いわゆる大嘗祭(だいじょうさい)と呼ばれる「大嘗宮の儀」は、新しく即位する天皇が、その年の新穀を、神とされた歴代の天皇に供え、また自らも食することで神格化される儀式です。これらの宗教的儀式と平行して、皇位が継承したことを内外に示す「即位礼正殿の儀」が、諸外国から来賓を招いて行われます。現在の天皇が即位するにあたって、これらの儀式が一年半にわたって行われました。

これらの儀式は、日本の神話に基づいた皇位が継承され、天皇自らが神となっていくもので、私たちキリスト者の信仰とは相容れないものです。そのため、日本バプテスト連盟においても『即位の礼・大嘗祭』強行に抗議する声明(1991.2.22)を明らかにするなど、現在の天皇が即位する際には、各地で反対運動や違憲訴訟が起こされました。憲法学的にも、違憲性が強いとされています。

また天皇が交代することで、元号も変わります。天皇が時代を作り、時を支配するという側面から、私たちキリスト者は、元号を用いず、イエス・キリストを基点とする西暦を用いています。



即位の礼正殿の儀

## Q2. 天皇は被災地などを巡って、良い人なのに、何が問題なの？

「彼らは、手軽にわたしの民の傷をいやし、平安がないのに『平安、平安』と言っている。」  
(エレミヤ 6:14)

被災地に赴き、避難所で被災者に言葉をかけ、体育館の床に座って疲れた表情をみせる人々の前で、作業服姿で床に膝をつき深くうなずきながら耳を傾ける。…そんな天皇の姿がしばしばテレビなどで映し出されます。また天皇は、第二次世界大戦中に多くの戦死者を生んだ沖縄やアジアの各地を訪問し、戦没者の「慰霊」を行ってきました。

これらは天皇の「公務」とされていますが、国事行為として憲法に定められ、国から天皇がなすべき義務として与えられた務めではなく、いわば天皇による自主的な行為です。それには立法や行政や司法、そして主権者である国民自身も関与しないのです。

優しく、いい人。おだやかで、共感的な人。そうしたイメージが、これらの行為を行う天皇の姿から形作られていきます。そしてその姿には被災者や戦没者遺族、また戦争の犠牲者などの気持ちをやわらげ、なだめる効果が期待されていると思われまふ。そして、ここにこそ問題があるのです。

たとえば、東日本大震災と共に始まった福島第一原発事故は、終息のめどさえ立たず、深刻さを増しています。それを招いた責任を負っているはずの国や東電はそれを十分に負わず、被害への対処もまったく不十分なままです。しかし、天皇が福島をはじめとする被災地を訪問して人々を慰めるとき、こうした責任の所在は曖昧になり、本当は声を挙げなければならない人びとが懐柔されてしまうのです。

同様に、沖縄やアジアの諸地域における天皇の「慰霊」によって、日本軍の行った侵略や虐殺、破壊などの加害行為の責任も曖昧にされてきました。本来日本が国として問われ、負わねばならない戦争責任が、終わったこと、過去のことのように印象づけられてしまうのです。

「象徴」という超然とした権威によって、本来声を挙げるべき人々が黙らせられ、加害の責任が回避される。その行為は、どんなに柔らかく共感的に見えても、宗教的暴力性を含んでいると言わねばならないのです。



東日本大震災の被災地訪問

## Q3. イエスを信じる私たちと天皇制、どんな矛盾があるの？

「まず神の国と神の義とを求めなさい。そうすれば、これらのものは、すべて添えて与えられるであろう。」  
(マタイ 6:33)

日本人の中では、天皇制がさほど問題になっていません。憲法でも、第1条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と定められているからです。しかし、天皇制が維持されるために行われている多くの行事は、その本質的な意味合いにおいて決して見過ごすことの出来ない多くの問題をはらんでいます。旧体制を何とかして維持し続けようとしている人たちは、天皇は、男系に限ると言っていますが、この根底には性差による差別感があります。また、憲法第2条では「皇位は、世襲のものであつて……これを継承する。」と定めていて、特定の家系に生まれた人だけが就任できるとして、これは明確に法の下での平等に反します。また天皇には政治的な言動が禁止されていますし、選挙権もありません。私たちが問題としなければ見過ごしになる体制の中で天皇制は維持されているのです。しかも、天皇の代替わりに伴う多くの行事は、

政教分離規定に明確に違反しますし、国民主権のあり方からも疑問が多くあるのです。

「即位」という言葉も本来の意味からは問題ですが、天皇の即位は明治憲法下では「踐祚(せんそ)」と言われ、その中身は「剣璽承継(けんじしょうけい)の儀」でした。前任の天皇が保持していた天皇の権威を表すと言われているいわゆる「三種の神器」である「剣(草薙の剣と言われる)」と「璽(じ)(八咫瓊玉(やさかにのまがたま))」が新しい天皇の下に動くという考えから、皇室神道の行事として執り行われるものです。また、即位が行われた後に、「朝見の儀」という行事が行われます。天皇になったことを国民の代表である三権の長らが祝うために天皇に会うという行事ですが、国民主権の考えから言えば、何ともおかしい行事です。しかも憲法で定める国事行為である「即位の礼」は、この時点では実施されていないのです。これは、今の明仁天皇の即位の時にも行われています。

このように、天皇制の基本にあるものは、「国家神道」の本質である「皇室神道」の祭儀そのものであり、天皇の日常的な行為は、最高位の神職としての行為なのです。これは、政教分離の規定に真っ向から対立するものです。また、特にバプテストは、聖書によって現された主に服従する者であり、それ以外の権威に対しては、神の言葉に反しない限りにおいて敬意を表する者として歩むことを信念としています。従って、特別な存在として定義づけられていると言いき天皇制は、神の前に平等な者として

作られた信仰者の生き方から言えば、矛盾する制度だと言えます。

明治神宮を参拝するドハテイ枢機卿他



#### Q4. アジア・太平洋戦争中、教会はどんなことをしたの？

「子たちよ、偶像を避けなさい。」(Iヨハネ 5:21)

「諸君の殉教精神は立派である。しかし、わが政府はキリスト教を捨て神道に改宗せよと迫ったか、その実を示してもらいたい。国家は国家の祭祀を国民としての諸君に要求したに過ぎない。」

この言葉は1938年当時プロテスタントの最大教派だった日基教会大会議長の富田満が、神社参拝を偶像礼拝として拒否していた植民地下朝鮮のキリスト者に対して、行った説教の一部です。アジア・太平洋戦争中の教会の姿勢として富田満の発言は、突出した発言だったのでしょうか。そうではありません。1938年2月東西バプテスト共同編纂『教師の友』小学科教案では「死ぬまで真実であったステパノ」と題して以下の教案を提示しています。

戦争の時、もし弾丸があたっても「天皇陛下万歳」と叫んで喜んで死んで行く日本の兵隊さんは何とえらいことでしょう。

・・・「お祈」では、神様、正しいことのためには、どんな時にも心のゆるまない力をおあたえ下さい。神さまのために、そして御国のために、人のために生命をささげることのできる勇気をお与え下さい。

1943年日本基督教団讃美歌委員会が編纂した『興亜讃美歌』最後の36番の歌詞は「撃ちてし止まむ、醜(しこ)の仇(あだ)、皇民われら 燃ゆるひとつの 弾丸となりつつ」です。

皇紀二千六百年（1940年）  
奉祝、全国基督教信徒大会



日本基督教団『教師の友』1944年12月・1945年1月合併号「献身」では、「子供が献身するという事は、神を信じる立派な皇国の子供になる事を、具体的に実践的になるように教えること。」として、最後は、「総員死方用意」で締めくくられています。

日本には特別高等警察（略称・特高）と呼ばれる思想・信条・信教の自由を取り締まる専門警察がありました。キリシタン弾圧の時代、絵踏はキリスト教を棄教するかしないかの選択でしたが、特高はより狡猾に信仰告白を揺さぶりました。「天皇陛下とキリストの神とどっちが偉いんだ。」「天皇陛下に罪があるのか。」と問うたのです。今、このように尋問をされたら、あなたは、どのように応えますか。

### Q5. 教会が政治的な活動をしてよいのですか？

「平和をつくり出す人たちはさいわいである。彼らは神の子と呼ばれるであろう。」（マタイ5:9）

教会は、聖書に聴きながら、イエス・キリストに従って歩む者たちの主告白信仰共同体ですから、常に信仰的な立場から発言し行動する必要はないでしょうか。「みこころの天になるごとく、地にもなさせたまえ」（主の祈り）と祈りつつ活動するのです。

主のみこころとは何でしょうか。全ての人々が、神につくられ愛され救いに招かれている者として、尊厳を守られ、人権を保障され、主の平和の内に歩むことです。ですから、私たちの日本バプテスト連盟信仰宣言も「国家は救いに招かれているすべての人間の尊厳を守るべきである」とし、そのために「私たちは信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目をそそぎ、このために祈り、神のみむねに反しないかぎりこれに従う」とうたっているのです。すなわち、政府等（政治権力）が神のみむねに反するようなことをするならば、教会は信仰の事として、それに反対しなければならないのです。それは、一般的には「政治的な活動」に映るかもしれませんが、教会にとっては、主に従うが故の、当然の使命であり、広い意味での伝道なのです。

特に、「信教の自由・政教分離」を信仰的主張とするバプテストは、それを侵す動きや政策に対しては、鋭敏に反対してきました。「信教の自由」は全ての人権の基本であり、平和を守るための防波堤です。ですから、今までも、首相の靖国神社参拝、元号法、君が代日の丸の強制、最近では特定秘密保護法、「安保関連法」（戦争法）等々に反対してきました。また、共謀罪や天皇の代替わりに行われる「大嘗祭」等にも反対するのです。

それらの反対運動の背後には、戦前、「天皇制イデオロギー」と国家神道がもつ悪魔的性格を批判しえず、『八紘一宇（はっこういちう）』の名のもとに、アジア侵略、差別と抑圧、戦争等をひきおこしていった悪魔的諸力の前に沈黙し、迎合していった教会（靖国神社問題に対する日本バプテスト連盟の信仰的立場・反ヤスクニ宣言）としての悔い改めがあるからです（資料参照）。



安保法案反対デモ

## Q6. 教会が行っている 2.11 集会って何？

「わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合いなさい。  
これがわたしの掟である。」 (ヨハネ 15:12)

各教会や地方連合あるいは超教派で 2 月 11 日に開催している「2. 11 集会」は、2 月 11 日を「建国記念の日」としていることに反対する集会です。なぜ反対しているかと言うことですが、この日が 1948 年以前は、「紀元節」という記念日とされていて、その日を建国記念の日とするはその根本的な考え方に、アジア・太平洋戦争以前の政治体制を回復したいとの思いがあること、つまり神聖天皇制を中心とする国作りを回復したいという思いがあることなどが理由です。

この様な考え方は、現在の憲法で定めている基本的人権の尊重、国民主権そして平和主義の基本原則と反対の考え方です。そして紀元節自体明治政府が、日本書紀や古事記を参考に、政治的に神話上の存在である神武天皇の即位日を決定して決めたものであり、何ら歴史的な根拠はないものです。その上、神武天皇の即位日を国の紀元とすることは、神社神道という一宗教の言い伝えを下に国の紀元を決めていることになり、国の構成員に、一宗教を押しつけていることとなります。このことは、内心の自由である「思想・信教の自由」に反することであり、政教分離原則に反することとなります。

キリスト教のみならず、神社神道以外の諸宗教においてもこのことには反対を表しており、2. 11 集会は、教会だけではなく、各地のキリスト教以外の方々も協働した集会が行われています。

特にキリスト教は、アジア太平洋戦争時に、神社神道の考えに従わないとして弾圧もされ、弾圧を逃れるために当時の国の方針に従って、結果的に近隣民族に対する信教の自由の弾圧に手を貸す結果となったことの反省を持って、「何が私たちの主であるかの告白」のために、積極的に運動を進めています。



信教の自由と平和を求める  
二・一一集会

## 7. 私たちに何ができますか？

「御言葉を行う人になりなさい。自分を欺いて、聞くだけで終わる者になってはいけません。」 (ヤコブ 1:22)

ここまで Q & A を読んでこられた皆さんは、では自分たちは何をすればいいか、自分たちには何ができるか、と感じておられることでしょう。あるいは、問題だとは思っても、私たちにはどうすることもできない、何もできることなどない、と感じておられるかもしれません。そんなことはありません。私たちにもできることはあります。いや、既に始まっています。

私たちにできることの第一は、「知ること」、「学ぶこと」です。この冊子を読んで天皇制の問題を知った皆さんには、続けて天皇制の問題に関心を持ち続けてもらいたいと思います。日頃のニュースに目を向け、様々な本や連盟の靖国神社問題特別委員会が発行している「ヤスクニ通信」などを読むことで、学びを続けていくことができます。教会の仲間と、あるいは教会全体で学ぶ時を持つと、学びはさらに豊かなものとなるでしょう。この問題について様々な考えがあることを知る機会にもなるかもしれませ

ん。その中で、自分なりの考えを持てるようになりたいものです。

私たちにできることの第二は、「連帯すること」です。自分で具体的な行動を起こすことが難しくても、既に行動している人々に賛同し、連帯することができます。これまでも、この問題をめぐって様々な裁判がなされたり、集会が持たれたりしています。裁判の傍聴をしたり、署名運動に協力したり、集会に参加し、そのことを SNS などで拡散したり、様々なレベルでできることはたくさんあります。連帯することで、中心的に活動している人を応援し、支えることができます。

そして、私たちにできることの第三は、「自らの立場を表明」し、「自ら行動する」ことです。告白し、行う、と言ってもいいかもしれません。自分が天皇制に反対であることを、様々な機会に表明します。例えば、元号を使わない、ということもあるかもしれません。あるいは、日の丸掲揚や君が代斉唱の時に起立しない、というのは少しハードルが高くなるでしょうか。2月11日に「2・11集会」に出席する、というのも、立派な立場表明になります。個人のことから終わらせずに、教会のことからとして、励まし合いながら、告白し、行なっていくことを目指したいものです。

## ◇資料

### 1. 「即位の礼」「大嘗祭」に反対する日本バプテスト連盟理事会声明

私たち日本バプテスト連盟理事会は、政教分離と主権在民を鉄製させる立場から、「即位の礼」「大嘗祭」に反対することを表明します。

昨年9月の天皇重体報道以来の自粛キャンペーンと、戦争責任と無批判のまま展開されたマスメディアによる天皇賛美は、侵略戦争の犠牲者となったアジアの人々を始めとする世界各国からの怒りの抗議を引き起こしました。

一方、国内においても本島長崎市長などの「天皇の戦争責任」発言や明治学院大学などの良心的な発言がありましたが、それらの発言に対し「思想・良心の自由」を押しつぶそうとする暴力が続きました。

前天皇の死に伴う「朝見の儀」の新天皇発言における歴史への無反省、「大喪の礼」「葬場殿の儀」において公然と行った宗教的活動、自衛隊の儀仗参加、過剰警備、教育現場における、半旗・黙祷・訓話等の強制、指紋押捺拒否者らの人権を踏みじった天皇の名による恩赦など、天皇制にまつわる諸悪の現象が噴出するのを私たちは目の当たりにしました。

過去の歴史において、天皇が神になり、天皇の名によって信教の自由をはじめとする人権が蹂躪され、侵略戦争が引き起こされたことを私たちは、忘れることはできません。

去年秋、諒闇が明け「悠紀田・主基田」の稲刈りを待って「即位の礼」「大嘗祭」が行われようとしています。

「即位の礼」は、天皇が天皇の位に着いたことを正式に天下内外に向けて広く宣言する国家的儀式とされていますが、その本質は天皇が自ら高所に立ち、全世界を見下ろしながら自らの優位性を「臣民」並びにアジアを始めとした世界に宣布することにほかなりません。これはまさしく、前天皇以来引きずっている戦争責任を無視するものであり、国民統合の象徴としての新天皇の新たな「八紘一宇」精神の再現を意味することであり、私たちは、このような「即位の礼」を認めることはできません。

「大嘗祭」は、天皇を神とし同時に祭司王とする神道儀式であります。今年1月の代替わり以降、新天皇はあたかも民主的であるかのような装いを見せていますが、「大嘗祭」を挙行しようとする一連の動きは、明らかに天皇を「現人神」として国民に印象づけようとするものであり、これに政府が関与す

ることは明白な憲法第20条の政教分離違反です。

このような明白な宗教儀式に宮廷費・内廷費のいかんを問わず国民の税金を支出することは憲法第89条で言われている「公の財産等の宗教用途提供の制限」に違反します。

「大嘗祭」が、アメリカ大統領就任式や、イギリス国王の戴冠式に擬せられて語られることがありますが、人間を神にまつりあげる「大嘗祭」と、人間が人間として大統領・国王となることとは大きく異なります。人間が神になるときに常に過ちを犯してきたことは歴史の事実です。

天地の創造主である神を信じ、イエス・キリストを主と告白する私たちは此の世のものを神とするいかなる試みにも反対します。

私たちはかつて天皇の前に膝を屈め、それによって韓国を始めとするアジアの人達に大きな罪を犯したことを深い痛みをもって悔い改めるものであります。

日本バプテスト連盟は、この同じ過ちを繰り返さないために新天皇の「即位の礼」「大嘗祭」に強く反対します。

1989年11月8日

日本バプテスト連盟理事会

## 2. 「即位の礼・大嘗祭」強行に抗議する声明

私たち日本バプテスト連盟は、政教分離原則に立脚し信教の自由を守る伝統を有している。この立場から1982年「靖国神社問題に対する日本バプテスト連盟の信仰告白（ヤスクニ宣言）」、1987年「日本バプテスト連盟結成40周年に当たって」、1988年「戦争責任に関する信仰宣言」を表明し、一貫して靖国神社国家護持・天皇神格化に反対して来た。さらに、1989年には「即位・大嘗祭に反対する理事会声明」を出し、自らの信仰的課題を確認した。また、カトリック・プロテスタントの教派を越えた「大嘗祭問題署名運動センター」の運動の一翼を担い、11月には「大嘗祭抗議100時間断食」を行った。

しかるに私たちをはじめ多くの人々の反対の声にもかかわらず政府は「即位の礼・大嘗祭」を強行したのである。私たちは自らの非力を省みるとともに、この暴挙に対して強く抗議するものである。現在、「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」が提訴され多数の原告により闘われているが、私たちはこの闘いに連帯の意志を表明する。

一方、1月10日仙台高裁は「岩手靖国違憲訴訟・玉串料訴訟」に対し、原告側実質勝利判決を行った。今回の判決理由の中では「天皇・内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、目的が宗教的意義を持ち、行為の態様からみて、国またはその機関として特定の宗教への関心を呼び起こす行為というべきである」ということが述べられた。これは、天皇・内閣総理大臣の靖国神社公式参拝が、私たちがかねてより指摘してきた通り、政教分離原則を侵すものであることを明らかにした。同時に、そこでは天皇の行為が国民に多大な影響を与えるものであることも指摘された。

今日、「経済大国」となった我が国は、自国の権益をどこまでも広げている。今や我が国の企業活動は、国境を越えて貪欲なまでに展開されている。そうした中で、政財界はこのようなかたちで経済活動に携わる人々を「日本国民」としてひとつにまとめあげる必要に迫られている。大嘗祭など一連の皇室神道儀式は、こうした意味で天皇を中心とする国民統合を推し進めようとするものにほかならない。

神格化された天皇が日本文化の中心とされるなら、「日本国民」は他の民族に対して「選民意識」ともいえる優越感を強めることになるであろう。そしてこの感覚は、アジアをはじめとする第三世界の民衆

への蔑視を煽り、情け容赦のない搾取を容易にするであろう。これはまさに聖書の神によって禁じられた「むさぼり」(出エジプト10:17)にほかならない。

私たちはこの意味で2月23日に予定されている「立太子礼」の中止を求めるものである。また、昨年より海部内閣により再開された「閣僚の靖国神社問題に関する懇談会」は、天皇・首相の公式参拝への道を開くものであり、同時に新たなる英霊づくりを目指しているものである。私たちはこれに対しても反対の意思を表明する。

「あなたがたはこの世ではなやみがある。しかし、勇気を出しなさい。わたしはすでに世に勝っている」(ヨハネ16:33)。天皇を神格化しようとする力はますます強められている。しかし、主イエスはその暗闇の只中で私たちに力を与え、勝利を宣言されるのである。ゆえに私たちは、泣いている者、奪われている者、「最も小さい者」(マタイ25:45)に伴われた主イエス・キリストに従うのである。

私たちは上記の信仰的立場から、即位の礼・大嘗祭強行に抗議すると共に、これらのことがらを教会の宣教課題として担い続けることをここに宣言する。

[世界バプテスト連盟加盟各国に送付]

1991年2月22日

~~~~~

◇あしがき

2015年9月30日、平和安全法制、いわゆる安保法案が強行採決され、その2年後、2017年6月15日組織的犯罪処罰法改正案が審議不十分なまま、中間報告という委員会を無視した奇手によって、採決されました。

時代は、まさにあの戦前、戦中と同じような様相に変化しています。そして2019年4月1日には「生前退位」という形で、新しい天皇に代わり、新元号になろうとしています。さらに安倍首相は、2020年までに憲法を改悪し、天皇を元首にするまで、語りました。そんな状況の中で、私たち教会はこのことをどのように考えたらよいのでしょうか。あまりの変化の激しさの中、流されそうになっています。けれども、私たち教会はアジア・太平洋戦争に加担した罪責を今でも担っています。しかしその罪責は、私たちが二度と罪を犯してはならないための防波堤となっています。

教会が命に寄り合い続ける存在、地の塩になれるのか、問われています。もう私たちは、無関心ではいられません。この時代の危なさに声をあげ、さらに平和を語り、平和をつくる時が来ています。ぜひこのブックレットを手に取り、それぞれの教会で用いていただき、共に考え、連帯していただきたいと思います。

靖国神社問題特別委員会委員 宇都宮毅